

中野区住宅確保要配慮者支援事業の実施に関する協定の締結について

単身の高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居するに際し、区と居住支援法人が相互に協力体制を確立し、円滑な入居促進を始めとした居住支援事業を実施することを目的として、以下のとおり協定を締結したので報告する。

1 協定の相手方

区では、これまで単身の高齢者や障害者等の入居後の見守りサービスや、死亡時の原状回復・遺品整理費用等の補償に関して、民間の提供するサービスへの入居者による加入が貸主の不安解消につながることを不動産団体等からの情報により確認してきた。

こうした入居者の見守りと死亡時の補償がパッケージングされたサービスを提供する事業者のうち、唯一下記事業者が「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人として東京都より指定を受けていることから、区は本事業者との間で事業協力に係る協定を締結した。

事業者名：ホームネット株式会社

本社所在地：新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー13階

2 協定の概要

区とホームネット株式会社は、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 区内不動産団体のネットワークを通じた居住支援事業の普及・促進に関すること。
- (2) 「住宅確保要配慮者支援サービス」を利用した単身者の入居促進に関すること。
- (3) 高齢者等の居住支援に資する課題解決のための相互協力及び情報提供に関すること。

3 住宅確保要配慮者支援サービスの内容

ホームネット株式会社は、区内の民間賃貸住宅に単身で居住している者、もしくは区内の民間賃貸住宅に単身で転居しようとしている者への住宅確保支援として、次に掲げるサービスを実施するものとする。また、区はサービス契約した区民のうち一定の要件を満たす者について、サービス契約に要した費用の一部を補助する。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する継続的な安否確認
- (2) 住宅確保要配慮者が死亡した場合の葬儀費用、遺品整理費用、原状回復費用その他の死亡に伴い必要となる費用の補償

4 事業開始の経過

平成31年1月23日 協定締結

1月28日 協定に基づく支援事業の開始